

試験等における不正行為者への懲戒内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学習院大学学則（以下「学則」という。）第70条、学習院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第67条、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第24条及び学生の懲戒に関する内規に基づき、学習院大学が実施する定期試験、追試験、レポート及びその他成績評価の基礎となる事項（以下「試験等」という。）における不正行為者の処分に関し必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この内規において懲戒の対象となる者は、学部学生、大学院学生及び専門職大学院学生をいう。

(不正行為の定義)

第3条 試験等において、次の各号に掲げるいずれかの行為を実行した場合又は実行しようとした場合には、不正行為と認定する。

一 対面試験においては、次のいずれかに該当する行為

- ア 持込みを許可されていないノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を試験時間中に参照可能な状態で所持すること。
- イ 持込みを許可された法令集、辞書等に書き込みをすること。
- ウ 試験時間中にノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を貸借すること。
- エ 代理受験を依頼すること又は代理受験をすること。
- オ 他人の答案を写したり、自分の答案を他人に写させたりすること。
- カ 試験時間中に私語又は通信をすること。
- キ 試験監督者の指示に従わないこと。
- ク その他試験の公正又は適正な実施を妨げるおそれのある行為をすること。

二 レポート、オンライン試験等の対面試験ではないものにおいては、次のいずれかに該当する行為

- ア 自分のレポート、答案等の代筆、代理作成及び代理受験を依頼すること又は他人のレポート、答案等の代筆、代理作成及び代理受験をすること。
- イ 他人のレポート、答案等を写したり、自分のレポート、答案等を他人に写させたりすること。
- ウ 存在しないデータ、研究結果等を作成する捏造行為をすること。
- エ 研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する改ざん行為をすること。
- オ 他人のアイデア、データ、研究結果、Webページ等を、適切な表示、出典の明示等なく流用する盗用行為をすること。

カ 出題者の指示に従わないこと。

キ その他公正又は適正な成績評価を妨げるおそれのある行為をすること。

(懲戒処分の種類及び成績評価の取扱い)

第4条 不正行為者への処分の種類及び成績評価の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 訓告 不正行為に係る科目の成績評価を不可とする。
- 二 停学 不正行為が行われた学期又は年度の全履修単位を無効とする。ただし、不正行為に係る科目の成績評価は不可とし、履修単位は無効としない。
- 三 退学 不正行為が行われた年度の全履修単位を無効とする。ただし、不正行為に係る科目の成績評価は不可とし、履修単位は無効としない。

(懲戒処分の量定)

第5条 試験等において、一科目について不正行為を行った者（ただし、学則第70条、大学院学則第67条及び専門職大学院学則第24条に規定する懲戒処分又は学生の懲戒に関する内規第18条に規定する嚴重注意を過去に受けた者を除く。）に対する懲戒処分の量定は、次のとおりとする。

- 一 軽度の不正行為を行った者については、前条第1号に定める処分とする。
- 二 前号又は次号のいずれにも該当しない者については、前条第2号に定める処分とする。
- 三 重度の不正行為を行った者で、反省の意思がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる者については、前条第3号に定める処分とする。

2 前項に該当しない者に対する懲戒処分の量定は、前項を参酌して行うものとする。

(停学の期間)

第6条 第4条第2号に定める停学の期間は、原則として次学期及び次年度に跨らないものとする。ただし、3か月を超える停学とする場合は、この限りでない。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

(改正)

第8条 この内規の改正は、学生委員会の発議に基づき、教授会、研究科委員会及び専門職大学院教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い、学内試験における不正行為者の処分内規（平成元年4月1日施行）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。